

自主規制モニター一会議議事要旨（2024年3月28日）

I. 日 時

2024年3月28日（木）16時00分～18時00分

II. 場 所

日本公認会計士協会 公認会計士会館2階 ホール2

III. 出席者

○ 自主規制モニター一会議委員（五十音順・敬称略）

大場 昭義、神田 安積（副議長）、小林 麻理（議長）、塩谷 公朗、浜田 康、林 謙太郎、松尾 元信、宮園 雅敬

○ 日本公認会計士協会

茂木 哲也（会長）、小倉 加奈子（副会長）、伏谷 充二郎（監査・規律担当常務理事）、松本 繁彦（監査・規律担当常務理事）、栗田 渉（品質管理委員会レビューチーム主席レビューアー）、江見 睦生（自主規制本部本部長）、横山 武史（自主規制本部部門長）

IV. 議事要旨

1. 自主規制の活動報告（運営状況）

品質管理レビュー制度及び上場会社等監査人登録制度の運営状況について、担当役員及びレビューアーから説明があった。また、個別事案審査制度（審査申立て制度を含む。）の運営状況について、資料配付により報告があった。

2. 自主規制の活動報告（論題）

懲戒処分の周知、公示及び公表等の見直し（懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム）

懲戒処分の周知、公示及び公表等の見直しについて、担当役員から説明があった。

3. 意見交換

上記1及び2に関連して、委員から以下の意見があった。

(1) 品質管理レビュー制度関係（上記1関係）

＜取組を評価する意見＞

- 上場会社等監査人登録制度への完全移行を睨み、より高い品質管理の水準を実

現するために登録時のガイドラインを定め、これに準拠して改善勧告を行った結果、改善勧告事項が大幅に増えたことについては、前向きに評価すべきことだろうと思う。今後の登録審査のプロセスにおいて、改善の実施状況を確認することであり、引き続き、信頼性向上に向けて取り組んでもらいたい。

- 「監査事務所の品質管理のシステム」に係る改善勧告事項が大幅に増えたことについては、形式から実質へと品質管理レビューの深度が上がっているということだと思う。改善が必要な事項について、ネガティブな指摘だけではなく、どこまで品質を高めることが求められているかをグッドプラクティスで具体的に示せると良い。
- 限られたリソースで数多くの監査事務所を回り、かつ、形式から実質へと目線を上げると非常に困難なことに取り組まれている中で、「適格性の確認のためのガイドライン」をベースに、実質的な視点を毎年アップデートしながら上場会社の監査を効果的に守っていく取組は素晴らしい。

<品質管理レビュー制度全般に関する意見>

- 形式から実質へと目線を新たにすることを奇貨として、問題があれば協会の品質管理レビューで捕捉し、しかるべき改善策に結び付けられるよう、品質管理レビューの結果そのものも形式から実質へと移行してもらいたい。
- 「監査事務所の品質管理のシステム」に係る改善勧告事項には様々な要素があり、程度問題や段階的な改善が想定される項目もあるが、中には一時でも充足されていないと外部の利害関係者が心配になる項目（情報セキュリティや監査調書の整理及び管理・保存）もある。こうした項目については、他の項目よりも改善対応のスピード感を考えた方がいいように思う。
- 改善勧告事項には、基本的な部分と、付加価値を付ける部分があると思われる。監査品質を高めるための主活動、監査品質を担保するための支援活動のように、品質管理のための構成要素をバリューチェーンのように整理することで、監査事務所自身が必要な取組を具体的に理解し、監査品質を高める方向付けにつながると思われる。
- 全体として、監査事務所の品質管理の状況をどのように「見える化」していくかが大きな課題であると感じた。品質管理レビューを通じて、実務上どのような品質管理の取組が行われ、監査品質の実質的な向上にどのように貢献しているかを明確にしていくことが必要と考える。

<品質管理レビューの対象に関する意見>

- 上場会社の監査を行っていない監査事務所に対する品質管理レビューのリソース配分の在り方については、実務的に難しい問題であることは理解できるが、上場会社の監査でないため軽くて良いということではなく、限られたリソースでも、非上場会社の経営者が誤解をしないような品質管理レビューを行ってほしい。
- 再三辞退勧告を受けているにもかかわらず監査契約を更新してしまっている監査事務所があり、これについてもまた品質管理レビューに入らなければならない、コストとリソースが掛かっていることについて、非上場会社や協同組織金融機関の財務諸表利用者の側からの規律を働かせる仕組みは考えられないのか。

(2) 上場会社等監査人登録制度関係（上記1関係）

- 会員に対するモニタリングと改善指導、上場会社の監査からの退場（上場会社等監査人登録名簿への登録の拒否又は取消し）の判断が適切に行われることが、上場会社等監査人登録制度上の登録を受けた監査事務所としてのブランドステータスを維持していく上で重要な要素になると思われる。リソースの問題もあると思うが、強化していく必要がある。
- 個々の監査事務所における登録申請に向けた自発的な改善の取組が、登録申請の全体的なスケジュールの後倒しにつながっていると理解している。今後の登録審査の際には、監査事務所側の改善が進んでいるものと思われるため、申請時期が遅れることが一概に悪いとは言えないが、その結果として事務負担は確実に高まるため、上場会社等監査人登録制度の趣旨を踏まえ、適切な形で運営を行ってほしい。

(3) 懲戒処分の周知、公示及び公表等の見直し関係（上記2関係）

- ※ 個別事案審査制度の運営に関連する意見を含む。
- 懲戒処分の公表制度の趣旨が、協会としての説明責任を果たし、公認会計士制度に対する社会の信頼を確保することにあるとすれば、懲戒処分確定後の公表については、事案発生から数年後、場合によっては行政処分の後のタイミングになるケースもあり、適時性の観点からは効果が期待しにくいのではないかとと思われる。公表制度の趣旨を踏まえ、調査事案の途中段階や懲戒処分確定前の会長判断による公表を適切に運用してほしい。
- 公表要件に上場会社等監査人名簿登録基準が入ったことは良い方向である。懲戒処分の確定に時間が掛かることは理解したが、場合によっては、早期に処理しなければ資本市場全体に大きな影響を及ぼしかねない非違行為もあると思われる。公的機関との連携なども柔軟に検討されたい。

上記のほか、「懲戒処分の周知、公示及び公表等の見直し」の件について、会則第 113 条の規定に従い委員への求意見がなされた。

以 上

お問い合わせ先

日本公認会計士協会 自主規制本部

E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp